

湯川村工事等公告第 4 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び湯川村財務規則（昭和58年規則第1号）第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

平成21年10月26日

湯川村長 大塚節雄



1	工事番号	第2105号
2	工事名	村道浜崎・高瀬・笈川線 舗装修繕工事
3	工事場所	河沼郡湯川村大字浜崎・湊地内
4	指定工種	舗装工事
5	工事の概要	施工延長 L=647.7m オーバーレイ工 A=4533.9m <sup>2</sup>
6	工期	契約締結の日から平成21年12月22日（火）まで
7	予定価格	10,995,600円（内消費税及び地方消費税含む）
8	低入札価格調査制度	導入していません
9	最低制限価格制度	設定します。価格の公表はいたしません。
10	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時において次の①から⑬に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
	①	平成21・22年度入札参加資格者名簿に登録されていること。
	②	登録内容 本村に舗装工事の工種登録がある者。
	③	所在地区分 県内業者であること。
	④	建設業の許可 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項による許可を受けていること。
	⑤	建設業許可区分 一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。
	⑥	技術者の配置 この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。
	⑦	資格総合点数 舗装工事の資格総合点数が600点以上であること。 ※資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査結果の該当業種の総合評点をいう。
	⑧	湯川村工事指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
	⑨	市町村税の未納が無いこと。
	⑩	工種別手持工事件数 村発注の舗装工事の手持工事件数が2件以内であること。（予定価格130万円以下の工事を除く。）
	⑪	総手持工事件数 村発注の工事の総手持工事件数が5件以内であること。（予定価格130万円以下の工事を除く。）
	⑫	工事施工実績 同種工事の実績があること。
	⑬	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

1 1	入札参加の申込み	
	① 提出書類	制限付一般競争入札参加申込書（村指定様式 村ホームページよりダウンロード可）同内容であれば自社作成可。 一般建設業又は特定建設業の許可書の写し。 市町村税納税証明書（法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税等）
	② 提出方法	必ず発注担当課に持参提出すること。
	③ 提出先	湯川村役場 産業建設課 電話番号0241-27-8850
	④ 提出期限	平成21年10月26日（月）から平成21年11月4日（水）まで （土・日・祝日を除く毎日、午前8時30分～午後5時15分）
1 2	設計図書等の閲覧	
	① 閲覧場所	湯川村役場 産業建設課 閲覧コーナー 貸し出しもしますので、産業建設課の指示に従ってください。
	② 閲覧期間	平成21年10月26日（月）から平成21年11月4日（水）まで （土・日・祝日を除く毎日、午前8時30分～午後5時15分）
1 3	設計図書等に対する質問	
	① 質問方法	本工事にに関する質問は、原則として指定の質問書により提出してください。（村指定様式 村ホームページよりダウンロード可）同内容であれば自社作成可。FAX可ですが送信後は必ず電話連絡すること。
	② 質問書提出先	湯川村役場 産業建設課 電話番号0241-27-8850 FAX0241-27-3761
	③ 質問期限	平成21年11月4日（水） 午後5時15分までとする。
	④ 質問に対する回答方法	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答いたします。
1 4	入札参加資格の決定	平成21年11月6日（金）午後5時15分までに入札参加資格のない者へ電話連絡する。（電話連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。）
1 5	入札方法	
	① 提出書類	入札書及び価格内訳書（村指定様式 村ホームページよりダウンロード可）同内容であれば自社作成可。 入札書及び価格内訳書は、封筒に同封し、封印（裏面に割印）すること。 また、入札書記載金額（税抜き）と価格内訳書の合計金額は一致すること。
	② 入札方法	直接入札
	③ その他	代理人入札の場合は、委任状を持参すること。
1 6	入札（開札）日時等	
	① 入札（開札）日時	平成21年11月9日（月） 午前10時30分
	② 入札（開札）場所	湯川村役場 2階 大会議室
1 7	入札回数	1回までとする。
1 8	入札の無効	① 村の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札

		③ その他、入札の条件又は村において特に指定した事項に違反した入札
19	入札保証金	<p>入札に参加しようとする者は、この公告に示す入札日の午前9時30分から午前10時00分までの間に、湯川村財務規則第114条の規定により、見積りに係る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金、又は入札保証金に係る担保として有価証券を納付又は提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。</p> <p>① 村を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているものであるとき。</p> <p>② 過去2年間に国又は地方公共団体と同様の契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。</p> <p>(免除の場合は、入札参加申込み時に入札保証金免除申請書を提出してください。)</p>
20	契約事項	<p>契約については湯川村財務規則(昭和58年規則第1号)並びに湯川村工事請負契約約款に基づき契約締結する。</p>
21	契約保証金	<p>契約を締結しようとする者は、湯川村財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、村長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p> <p>① この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合。</p>
22	その他	<p>① 入札参加者が1者以下(1者又は0者)の場合は入札を中止する。</p> <p>② 当該入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し又は延期する場合がある。</p> <p>③ 「近接工事」のある者が落札した場合は、間接費の調整(工事請負額の減額変更)を行う。</p> <p>④ 当該入札においては、湯川村入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。</p> <p>⑤ 不明な点については、湯川村産業建設課建設係 担当 小関 に問い合わせください。 電話番号0241-27-8850 FAX 0241-27-3761</p>